

安城市排水設備工事指定工事店 事務手続マニュアル

令和5年度改正

安城市上下水道部下水道課

排水設備工事の施工についての注意事項

1. 下水道関係法令について

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 安城市下水道条例
- (4) 安城市下水道管理規則
- (5) 安城市下水道事業排水設備工事指定工事店規則

2. 排水設備工事の書類について

- (1) 市に申請する下記の書類については、指定工事店が申請者に代わって手伝いをする。
 - ・排水設備等確認（変更確認）申請書
 - ・公共ます設置（増設）申請書
 - ・下水道使用開始届
 - ・井戸水等の使用届
 - ・汚水量認定申告書
 - ・排水設備等工事完了届
 - ・水洗便所改造資金融資あっせん申請書
 - ・雨水貯留施設補助金申請書等
 - ・雨水貯留施設補助金実績報告書
- (2) 各種手続きについては、2ページ添付資料目次を参照するとともに、「下水道接続の手引き」も参考とすること。
 - ・排水設備工事の手続き 4ページ
 - ・雨水貯留施設補助金 6～7ページ
 - ・水洗便所改造資金融資あっせん 8～9ページ

3. 排水設備工事の設計・施工に関する事について

- (1) 排水設備工事の施工にあたっては、排水設備等確認申請書のとおり施工すること。配管経路等に変更が生じる場合には、事前に排水設備等変更確認申請書を提出すること。
- (2) 排水設備工事の施工は、施主とよく日程調整を行い短期間（1～3日程度）で完了するように努めること。また、問題等が発生した場合は、責任技術者が責任をもって解決にあたること。
- (3) 農業集落排水を除き、公共ますの蓋は市の指定した製品を使用すること。

処理区	名称	市絵柄	製造メーカー
矢作川処理区	七夕飾り		アロン、積水、前澤
境川処理区	三河万歳		アロン、積水、前澤
衣浦東部処理区	葦とカルガモ		アロン、積水

4. 排水設備工事の見積りについて

- (1) 排水設備工事の見積り金額を提示するときは、その内容を分かりやすく、誠意をもって説明すること。
- (2) 排水設備工事の契約が出来なくても、見積代金の請求は行わないこと。
- (3) 他の指定工事店の行った見積りについて、批判をするようなことは言わないこと。

5. その他

- (1) 指定工事店一覧表の改訂は、指定工事店の新規追加、辞退の都度行います。
- (2) 下水道課の行う指定工事店の事務連絡会には、出来る限り責任技術者が出席するものとし、少なくとも従業員の内1人は出席させること。
- (3) 指定工事店は、申請により接続された排水設備を正確に把握すること。
- (4) 指定工事店は、市の検査を受ける前に社内検査を行うこと。

添付資料目次

・ 下水道法抜粋	3 ページ
・ 下水道法施行令抜粋	3 ページ
・ 安城市公共下水道条例抜粋	4 ページ
・ 安城市下水道管理規則抜粋	5 ページ
・ 安城市下水道事業排水設備工事指定工事店規則抜粋	6 ページ
・ 指定工事店の遵守事項早見表	8 ページ
・ 指定工事店の指定取消し等の基準表	12 ページ
・ 排水設備工事指定工事店関係手続き一覧	13 ページ
・ 排水設備確認申請等事務の流れ	14 ページ
・ 排水設備等確認（変更確認）申請書	16 ページ
・ 公共ます設置（増設）申請書	19 ページ
・ 下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届	21 ページ
・ 井戸水等の使用届	22 ページ
・ 汚水量認定申告書	23 ページ
・ 排水設備等工事完了届	24 ページ
・ 工事完了報告兼検査調書	25 ページ
・ 排水設備台帳	28 ページ
・ 設計図の記号等記入例	29 ページ
・ 取付管設置申請書	33 ページ
・ 水洗便所改造資金融資あっせん制度	35 ページ
・ 雨水貯留施設補助金制度	39 ページ

下水道法抜粋

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、該当公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるための必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

下水道法施行令抜粋

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次おとおりとする。

1 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

3 排水設備は、陶器、コンクリート、レンガその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

4 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

5 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。

〔安城市の指導は、汚水管の管径100mmの場合、100分の2以上。雨水管の管径100mmの場合、100分の1以上としている。〕

6 排水管内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

7 汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所。

ロ 下水の流の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。

9 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

10 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきものにあつては深さが15cm以上のどろだめを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

安城市公共下水道条例抜粋

（排水設備の接続方法等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新築等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除するときにおける他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排 水 人 口	排水管内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上
500人以上	200ミリメートル以上

- (4) 雨水を排除すべき排水管内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排 水 面 積	排水管内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上
200平方メートル以上 400平方メートル未満	125ミリメートル以上
400平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上
600平方メートル以上 1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上
1,500平方メートル以上	250ミリメートル以上

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより市長に申請し、確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって確認を受けたものとみなす。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市が行う場合を除き、市長がその工事に関し技能を有するものとして指定した安城市下水道事業排水設備工事指定工事店が行うものとする。

2 前項の指定工事店について必要な事項は、規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

安城市下水道管理規則抜粋

(排水設備の工事の実施方法)

第2条 下水道条例第4条第2号又は農集排水条例第6条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの工事の実施方法は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、これにより難いときは、あらかじめ、市長の指示を受けなければならない。

- (1) 公共ます等の接続孔の管底高と食い違いが生じないようにし、かつ、その周囲から漏水が生じないように仕上げること。
- (2) 勾配に注意して固着すること。

(排水設備の構造基準)

第3条 排水設備の構造基準は、法令の規定によるもののほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 台所、浴場、流し場その他固形物を含む汚水（水洗便所からの汚水を除く。）を排出するもの（次号において「台所等」という。）の汚水流出口には、固形物の流下を防止するのに有効な目幅を持ったごみよけ装置を設けること。
- (2) 水洗便所、台所等の汚水流出口には、容易に検査及び清掃のできる構造の防臭装置を設けること。この場合において、防臭装置の封水がサイホン作用又は逆圧により破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (3) 油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設及び排水設備の機能を著しく損なうおそれのある物質又は危険な物質を含む下水（農業集落排水処理施設にあっては、汚水）を下水道に排除する場合は、阻集器を設けなければならない。
- (4) 宅地内の排水管は、土かぶりが20センチメートル以上とし、起点、集合点及び屈曲又は内径若しく

は種類を異にする排水管の接続箇所等にます又はマンホールを設置すること。

(排水設備等の計画の確認)

第4条 下水道条例第6条又は農集排条例第8条の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者又は確認を受けた事項を変更しようとする者は、排水設備等確認・変更確認申請書（様式第1）をその工事に着手しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、排水設備等確認・変更確認通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(排水設備等の軽微な工事)

第5条 下水道条例第7条又は農集排条例第9条に規定する規則で定める軽微な工事は、排水設備等の施設を変更しない補修程度の工事とする。

(排水設備等の工事の完了及び検査)

第6条 下水道条例第8条又は農集排条例第10条の規定により排水設備等の検査を受けようとする者は、排水設備等工事完了届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、速やかに検査を実施し、適当と認めたときは、排水設備等検査済証（様式第4）を交付するものとする。

(除害施設の新設等の届出)

第7条 下水道条例第12条第1項又は農集排条例第12条第1項の規定により除害施設の新設等の届出をしようとする者又は届け出た事項を変更しようとする者は、除害施設設置・変更届（様式第5）をその工事に着手しようとする日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(除害施設の新設等の完了及び検査)

第8条 下水道条例第12条第2項又は農集排条例第12条第2項の規定により除害施設の検査を受けようとする者は、除害施設工事完了届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、速やかに検査を実施し、適当と認めたときは、除害施設検査済証（様式第7）を交付するものとする。

安城市下水道事業排水設備工事 指定工事店規則抜粋

(指定工事店証)

第5条 市長は、前条に規定する申請を適当と認めるときは、当該指定申請者を指定工事店として指定し、排水設備工事指定工事店証（様式第5。以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい箇所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに、排水設備工事指定工事店証再交付申請書（様式第6）を市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第7条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに指定工事店証を返納しなければならない。指定を停止されたときも、当該停止の期間中、同様とする。

(指定工事店の届出事項)

第6条 指定工事店は、第4条に規定する申請書又は責任技術者名簿の記載事項に変更が生じたときは、

指定工事店異動届（様式第7）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定工事店は、第3条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、指定工事店指定辞退届（様式第8）により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第7条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事店の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第3条に規定する指定の要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項に規定する届出を怠ったとき。
 - (3) 下水道等に関する法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定に違反したとき。
 - (4) その他指定工事店として不適当な行為があったとき。
- 2 市長は、前条第2項に規定する届出があったときは、当該指定工事店の指定を取り消すものとする。

（遵守事項）

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等の定めに従い、誠実に排水設備工事を施工すること。
- (2) 排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由のある場合を除き、これを拒まないこと。
- (3) 排水設備工事は、適正な価格で施工し、排水設備工事の契約をするときは、その相手方に対し、排水設備工事価格、排水設備工事の期間その他の必要な事項を明確に示すこと。
- (4) 請け負った排水設備工事の全部又は大部分を第三者に一括して委託し、又は請け負わせないこと。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他に貸与しないこと。
- (6) 排水設備工事は、下水道条例第6条又は農集排条例第8条に定める市長の確認を受けたものであること。
- (7) 責任技術者の監理の下によらずに、排水設備工事の設計又は施工をしないこと。
- (8) 下水道条例第8条又は農集排条例第10条に規定する完了検査には、当該排水設備工事を担当した責任技術者を立ち会わせること。
- (9) 責任技術者が排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯させ、市の職員その他関係人の請求があったときは、これを提示させること。
- (10) 第8号の検査により、排水設備工事が不完全であると認められたときは、これを改修すること。
- (11) 災害その他の緊急を要する場合において、排水設備の復旧に関し市長から協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めること。
- (12) その他市長が特に必要と認める事項

（協会への報告）

第10条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対しその事実を報告するものとする。

- (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
- (2) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。

指定工事店の遵守事項早見表

指 定 工 事 店 規 則	遵 守 事 項
(指定工事店の届出事項) 第6条 指定工事店は、第4条に規定する申請書又は責任技術者名簿の記載事項に変更が生じたときは、指定工事店異動届により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 2 指定工事店は、第3条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、指定工事店指定辞退届により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (指定の取消し等) 第7条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事店の指定を取消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。 (1) 第3条に規定する指定の要件に適合しなくなったとき。 (2) 前条第1項に規定する届出を怠ったとき。 (3) 下水道等に関する法令、条例及び規則の規定に違反したとき。	第4条に規定する変更とは ① 会社の名称変更 ② 会社の所在地の変更 ③ 会社の代表者の変更 ④ 会社の電話番号の変更 ⑤ 専属責任技術者の変更 第3条に規定する指定の要件とは ① 専属の責任技術者を有していること ② 排水設備工事に必要な設備及び器材を有していること ③ 愛知県内に営業に適する営業所を有していること 上記のとおり 上記のとおり 【下水道法施行令】 (排水設備の設置及び構造の技術上の基準) 第8条 1 省略 2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること 3 排水設備は、陶器、コンクリート、レンガその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること 4 省略 5 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、1／100以上とすること

指 定 工 事 店 規 則	遵 守 事 項																						
	6 排水管の内径及び排水渠の断面積は条例で定めるところによる 7 省略 8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 ハ 管渠の長さがその内径の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所 9 省略 10 雨水ますは深さ15 cm以上のどろだめを、汚水ますについては管渠の内径に応じたインバートを設けること 【公共下水道条例・農集排条例】 公共下水道条例第4条第3号で定める汚水を排除すべき排水管の内径は下表のとおりである <table border="1"> <tr> <th>排水人口</th><th>排水管の内径</th></tr> <tr> <td>150 人未満</td><td>100 mm以上</td></tr> <tr> <td>150 人以上 300 人未満</td><td>125 mm以上</td></tr> <tr> <td>300 人以上 500 人未満</td><td>150 mm以上</td></tr> <tr> <td>500 人以上</td><td>200 mm以上</td></tr> </table> 公共下水道条例第4条第4号で定める雨水を排除すべき排水管の内径は下表のとおりである <table border="1"> <tr> <th>排水面積</th><th>排水管の内径</th></tr> <tr> <td>200 m²未満</td><td>100 mm以上</td></tr> <tr> <td>200 m²以上 400 m²未満</td><td>125 mm以上</td></tr> <tr> <td>400 m²以上 600 m²未満</td><td>150 mm以上</td></tr> <tr> <td>600 m²以上 1,500 m²未満</td><td>200 mm以上</td></tr> <tr> <td>1,500 m²以上</td><td>250 mm以上</td></tr> </table> 農集排条例第6条第3号で定める汚水を排除すべき排水管は100 mm以上とする 【下水道管理規則】 (排水設備の構造基準)	排水人口	排水管の内径	150 人未満	100 mm以上	150 人以上 300 人未満	125 mm以上	300 人以上 500 人未満	150 mm以上	500 人以上	200 mm以上	排水面積	排水管の内径	200 m ² 未満	100 mm以上	200 m ² 以上 400 m ² 未満	125 mm以上	400 m ² 以上 600 m ² 未満	150 mm以上	600 m ² 以上 1,500 m ² 未満	200 mm以上	1,500 m ² 以上	250 mm以上
排水人口	排水管の内径																						
150 人未満	100 mm以上																						
150 人以上 300 人未満	125 mm以上																						
300 人以上 500 人未満	150 mm以上																						
500 人以上	200 mm以上																						
排水面積	排水管の内径																						
200 m ² 未満	100 mm以上																						
200 m ² 以上 400 m ² 未満	125 mm以上																						
400 m ² 以上 600 m ² 未満	150 mm以上																						
600 m ² 以上 1,500 m ² 未満	200 mm以上																						
1,500 m ² 以上	250 mm以上																						

指 定 工 事 店 規 則	遵 守 事 項
	第3条（記載事項を簡素化している） （1）省略 （2）汚水流出口には、容易に検査及び清掃のできる構造の防臭装置を設けること。また、防臭装置の封水がサイホン作用又は逆圧により破られるおそれがあるときは、通気管を設けること （3）油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設及び排水設備の機能を著しく損なうおそれのある物質又は危険な物質を含む下水を下水道に排除する場合は、阻集器を設けること （4）宅内の排水管は、土被り 20cm 以上とし、起点、集合点及び屈曲又は内径若しくは種類を異にする排水管の接続箇所にます又はマンホールを設置すること 【指定工事店規則】 （遵守事項） （1）法令等の定めに従い、誠実に排水設備工事を施工すること。 （2）排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由のある場合を除き、これを拒まないこと。 （3）排水設備工事は、適正な価格で施工し、排水設備工事の契約をするときは、その相手方に対し、排水設備工事価格、排水設備工事の期間その他の必要な事項を明確に示すこと。 （4）請け負った排水設備工事の全部又は大部分を第三者に一括して委託し、又は請け負わせないこと。 （5）指定工事店としての自己の名義を他に貸与しないこと。 （6）排水設備工事は、下水道条例第6条又は農集排条例第8条に定める市長の確認を受けたものであること。 （7）責任技術者の監理の下によらずに、排水設備工事の設計又は施工をしないこと。 （8）下水道条例第8条又は農集排条例第10条に規定する完了検査には、当該排水設備工事を担当した責任技術者を立ち会わせること。

指 定 工 事 店 規 則	遵 守 事 項
(4) その他指定工事として不適当な行為があったとき。 2 市長は、前条第2項に規定する届出があったときは、当該指定工事店の指定を取り消すものとする。	(9) 責任技術者が排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯させ、市の職員その他関係人の請求があったときは、これを提示させること。 (10) 第8号の検査により、排水設備工事が不完全であると認められたときは、これを改修すること。 (11) 災害その他の緊急を要する場合において、排水設備の復旧に関し市長から協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めること。 ① 工事代金の一部又は全部を搾取し、若しくは搾取しようとした場合 ② 公共ますを有償と偽り、その代金を搾取し、若しくは搾取しようとした場合 ③ 詐欺又は脅迫により契約を締結、若しくは締結しようとした場合 ④ 工事契約を確実なものにしておくため、工事の一部について着手するのみで、以降放置するなど、工事施行について不履行をした場合 ⑤ 法令等に定める構造基準及び材質基準を満たさないなど、不良工事をした場合 ⑥ 工事の際、故意又は過失により事故を発生させ、死亡、障害等の人身事故を起こし、又は社会的若しくは経済的に損害を与えた場合 ⑦ 銀行取引の停止、計画倒産をした場合 ⑧ 指定工事店としての信用を著しく失墜させる行為があった場合 指定工事店は、第3条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、指定工事店指定辞退届により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

指定工事店の指定取消し等の基準表

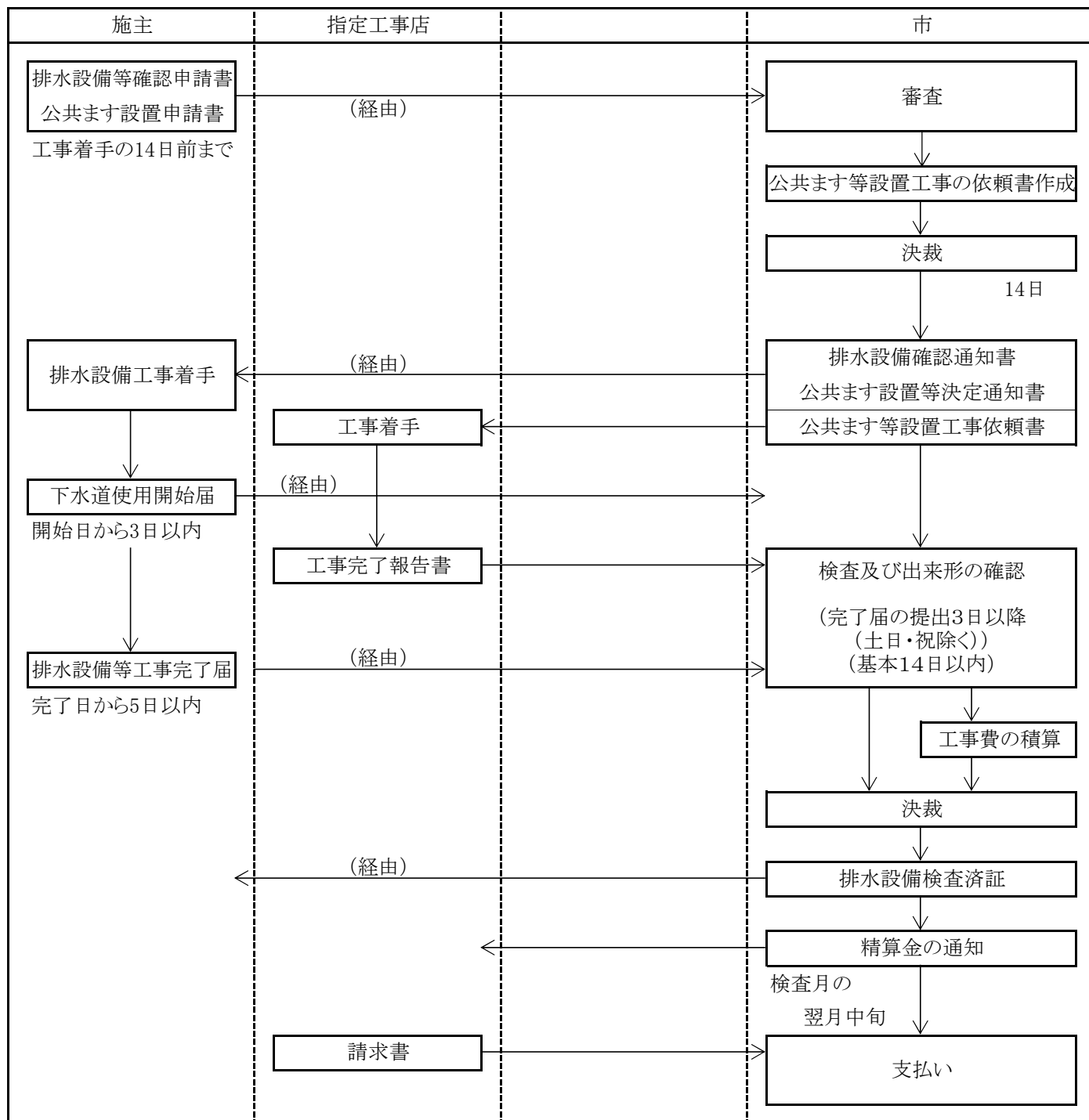
条 文	処 分 基 準
第 7 条第 1 項第 1 号 (指定要件が適合しなくなった場合)	規則第 3 条第 1 号要件に適合しなくなった場合 責任技術者が確保できるまでの期間を指定停止とする。 規則第 3 条第 2 号要件に適合しなくなった場合 工事に必要な設備及び器材が揃うまでの期間を指定停止とする。 規則第 3 条第 3 号要件に適合しなくなった場合 愛知県内に営業所を設置するまでの期間を指定停止とする。
第 7 条第 1 項第 2 号 (指定工事店の届出事項を怠った場合)	規則第 6 条第 1 項届出を行わなかった場合 指定工事店異動届が提出されるまで期間を指定停止とする。
第 7 条第 1 項第 3 号 (法令等の規定に違反した場合)	規則第 8 条の各号の遵守事項を守らなかった場合 指定工事店が遵守事項を守らなかった時は、違反項目を書面（注意書）で通知する。この注意書を 6 ヶ月以内に 3 回受けた場合 3 か月間の指定停止とする。また、1 年以内に 5 回の注意書を受けると指定の取消しとする。
第 7 条第 1 項第 4 号 (不適当な行為があった場合)	【具体例】 ①工事代金の一部又は全部を搾取し、若しくは搾取しようとした場合 ②公共ますを有償と偽り、その代金を搾取し、若しくは搾取しようとした場合 ③詐欺又は脅迫により契約を締結、若しくは締結しようとした場合 ④工事契約を確実なものにしておくため、工事の一部について着手するのみで、以降放置するなど、工事施行について不履行をした場合 ⑤法令等に定める構造基準及び材質基準を満たさないなど、不良工事をした場合 ⑥工事の際、故意又は過失により事故を発生させ、死亡、傷害等の人身事故を起こし、又は社会的若しくは経済的に損害を与えた場合 ⑦銀行取引の停止、計画倒産をした場合 ⑧指定工事店としての信用を著しく失墜させる行為があった場合 以上のような行為をした場合は指定の取消しとする。
第 7 条第 2 項	条文のとおり

排水設備工事指定工事店関係手続き一覧

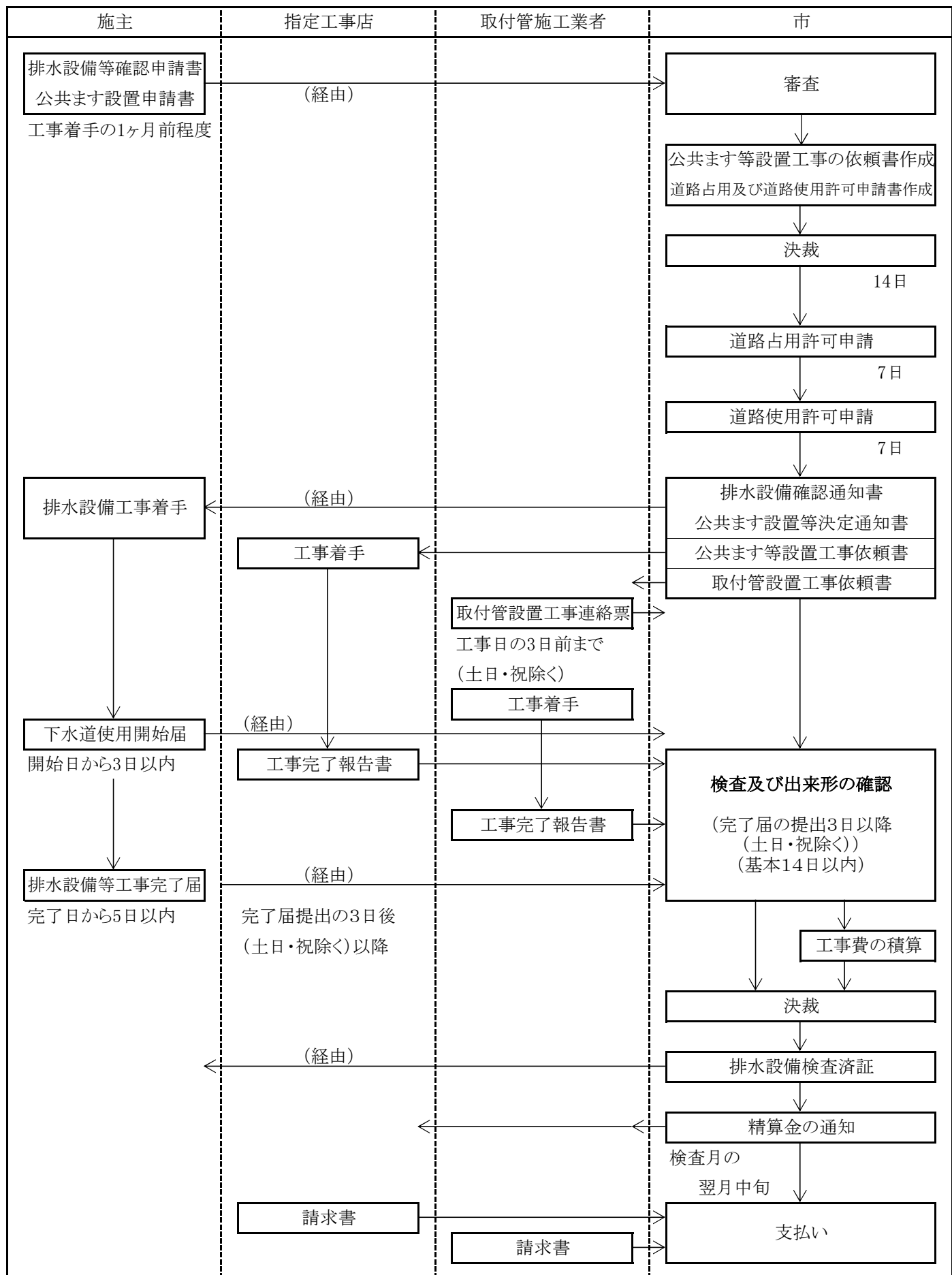
区 分		①指定工事店の 新規登録	指 定 工 事 店 の 異 動							⑩指定工事店証 の再発行	⑪責任技術者証 の再発行	⑫指定工事店 の辞退
			②名称	③所在地	④代表者 の変更	⑤その他 電話の変更	⑥代表者の 住所変更	⑦責任技術者 の追加	⑧責任技術者 の住所等変更	⑨責任技術者 が退職		
安 城 市 下 水 道 事 業 排 水 設 備 工 事 指 定 工 事 店 規 則	排水設備工事指定工事店指定申請書（様式第1）	○										
	・申請者の住民票、申請者の履歴書又は経歴書、 申請者の身分証明書	○			○		○ 住民票のみ					
	・市税納税証明書	○			◎ 個人事業主 のみ							
	・誓約書（様式第1の2）	○										
	営業所の平面図及び詳細図（様式第2）	○		○								
	専属責任技術者名簿（様式第3）	○						○	※	○		
	・合格证又は修了証又は責任技術者証の写し、雇用関係証明	○ 合格证 又は修了証						○ 合格证 又は修了証	※ 責任技術者証の 写しのみ			
	所有器材調書（様式第4）	○										
	定款及び登記事項証明書（法人のみ）	○	○	○	○							
	排水設備工事指定工事店証再交付申請書（様式第6）									○		
	指定工事店異動届（様式第7）		○	○	○	○	○	○	※	○		
	指定工事店指定辞退届（様式第8）											○
	・旧排水設備工事指定工事店証の返還（紛失の場合始末書）		○	○	○					○		○
	責任技術者登録申請書（様式第9）	※						※				
	・住民票、写真2枚、合格证又は修了証又は責任技術者証の写し	※ 合格证 又は修了証	※ 住民票不要 責任技術者証の 写し					※ 合格证 又は修了証	※ 責任技術者証の 写し		※ 写真1枚のみ	
	責任技術者異動届（様式第11）		※						※			
	責任技術者証再交付申請書（様式第12）										※	
	・旧排水設備工事責任技術者証の返還（紛失の場合始末書）		※						※	※	※	※

※ 責任技術者の手続きについては、安城市の責任技術者証を、愛知県内の責任技術者証（みなし統一証）として使用する場合に必要。

排水設備確認申請等事務の流れ(取付管工事を要しないもの)



排水設備確認申請等事務の流れ(取付管工事を要するもの)



排水設備等 確認 申請書

変更確認

安 城 市 長

注意

- 1 太枠のみ記入してください。
- 2 該当する項目には、○印を付けてください。
- 3 法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印(※)してください。
- 4 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印(※)してください。

・ボールペンなどの消せない筆記具で記入すること。
・押印や署名は必ず申請者が行うこと。
・法人の場合、代表者氏名まで記載

申 請 者	住 所	安城市桜町18番23号			
	氏 名	安城 太郎 (※)			
	電 話	(0566) 76 - 1111			
使 用 者 (申請者と異なる場合)	住 所				
	氏 名	ゴム印を使用する場合は鮮明に押すこと。			
指 定 工 事 店 (◎は代表者印)	所 在 地	安城市桜新町1番地		指定番号 第 999 号	
	店 名	株式会社 三河下水サービス		法人の場合や自署による記名でない場合、押印必要	
	代表者名	代表取締役 三河 次郎 (※)			
	電 話	(0566) 71 -			
責 任 技 術 者	氏 名	愛知 三郎			
申請区分及び 工事の種別	① 計画の確認	① 新設	新設 排水設備の設置されていない土地に、新たに排水設備を設置する場合。 供用開始に伴い、既設の排水設備を排水設備として利用する場合。	増設 既設の排水設備を変更せずに、増設する場合。	
	② 計画変更の確認	② 増設			改築 既設の排水設備を全部又は一部を撤去して改築する場合。
		③ 改築			

余裕のある工事期間をみる。(既設取付管有りは14日後、取付管新設が必要な場合は28日以降後が着手予定日)

設 置 場 所	安城市	町	池田上〇〇	水道番号	9	8	7	6	5
予定工事期間	令和 2年11月30日 から 令和 3年 1月30日まで								
使用水及び	① 水道水		① 家庭用汚水		水道メーターの数、場所を必ず確認する。 水道番号が不明な場合は、メーターの口径と番号を枠外にメモしてください。 水道番号が複数ある場合は別紙記載も可。				
敷地面積、使用人数、戸数及び建築延べ面積は、全ての合計。(既存部分も含む。)	戸水(1動力式 2手動式)の他()		2 営業用汚水						
	3 工場用汚水								
専用住宅	敷 地 面 積		150.50 m ²		建坪ではなく、延べ(床)面積				
7人 (1 戸)	建築延べ面積		123.45 m ² (2階建)						
※申請者が借地人又は借家人の場合は、次の承諾欄に所有者の承諾を得てください									
承 諾 欄	建物所有者	住所	氏名 (※)						
	土地所有者	住所	安城市三河安城西町1番1号 氏名 碧海 花子 (※)						

添付書類 1 申請地、方位及び目標物を表示した縮尺2,500分の1程度の位置図

申請地が不明確となる場合、仮換地図や分筆が分かる図面を添付してください。また、区画整理区域内は、仮換地図も添付してください。

管さよの材質、こう
の平面図
る場合は、その所有者の承諾書

(裏面)

建 築 区 分	① 新 築 2 改 築 (改築前のトイレは、し尿浄化槽式) 3 改 築 (改築前のトイレは、くみ取り式) 4 排水設備の改造のみ	
検 査 方 法	安城市公共下水道条例第 8 条及び安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第 10 条で規定される排水設備等の工事の検査方法	① 現場検査 ② 書類検査

完了検査方法について、申請者が希望する検査方法を記入。(無記入の場合、現場検査)
 なお、書類検査を希望される場合、工事の施工状況写真等で条件を満たす必要有。
 (条件が満足されなかった場合は、現場検査となる。)

受 益 者 CD			
受 益 者 負 担 金	1 完 納 2 分 納 (申請日現在滞納なし) 3 滞 納 (年 期 ・ 年 期 ・ 年 期 ・ 年 期 ・ 年 期) ※請求の結果 年 月 日納入 4 猶予地 (1 農地 2 使用収益のない区画整理地 3 その他) ※猶予取り消しのうえ、納付書を送付 年 月 日納入 ※誓約書にて対応 年 月 日提出 5 新規賦課 (市街化調整区域) 年 月 日納入 6 区域外流入 (受益者負担金相当額) 年 月 日納入 7 その他 ()		
納 入 状 況			
供用開始年月日	年 月 日		
事業区・処理区			

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第 1 (第 4 条関係)

この囲み内は
記入不要

令和2年11月 6日

記入例

承 諾 書

私は、安城 太郎が、下水を下水道に流入させるために私の所有する（1土地 2排水設備）を使用することを承諾します。

所 有 者 住 所 安城市三河安城西町1番1号

氏 名 碧海花子 ⑩ 電 話 (0566) 76-1112

所有者が記入

- 1 この承諾書は排水管が第三者の土地を通る場合と、第三者の排水設備を経由して排水する場合に使用してください。
- 2 記名等の欄は印刷ではなく、申請者及び承諾者が楷書で丁寧に記入、押印するようにしてください。

記入例 公共ます設置（増設）申請書

安 城 市 長

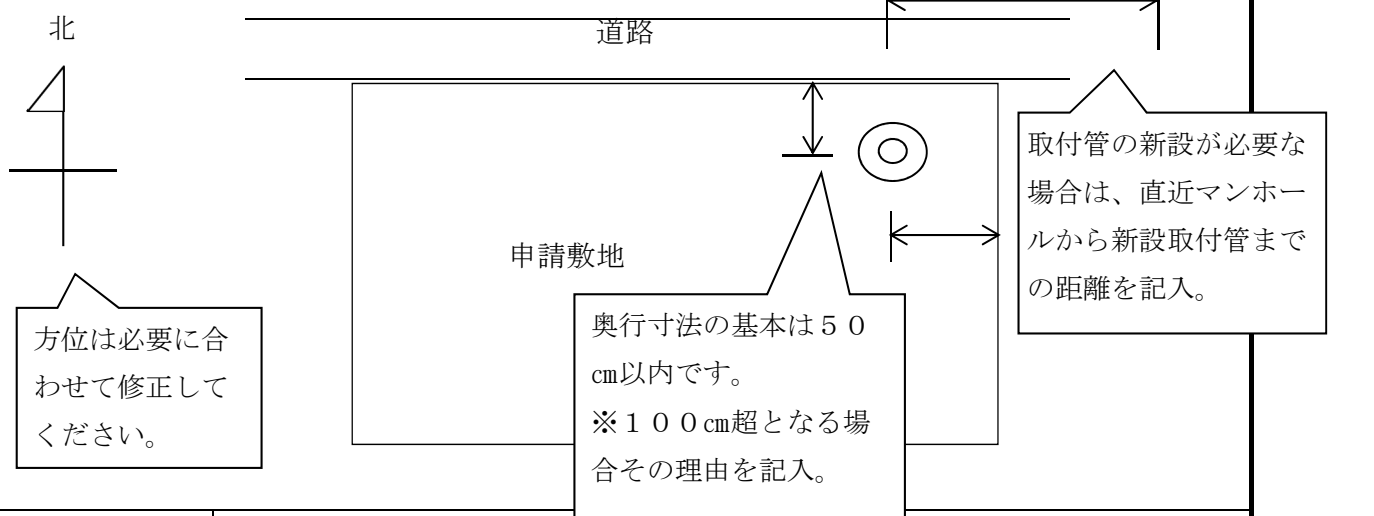
- 注意
- 1 該当する項目には、○印を付けてください。
 - 2 法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印（※）してください。
 - 3 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印（※）してください。

申請日 令和2年11月 6日

申請者	区分	1 建物所有者	2 土地所有者	新設する公共ます、取付管の個数は、1宅地（同一所有者（同一の世帯員が所有する場合も含む）の隣接する筆地は原則1宅地）につき1個です。市が費用負担する個数は、この1宅地の敷地面積に応じて決めております。費用負担について疑義があれば事前確認の後、申請してください。 ・ボールペンなどの消せない筆記具で記入すること。 ・署名や押印は必ず申請者が行うこと。 ・法人の場合、代表者氏名まで記載	
	住所	安城市桜町18番23号			
	氏名	安城 太郎			
	電話	(0566) 76 - 1111			
申請区分	① 設置	2 増設	指定工事店		
申請地（地番）	安城市 新田 町	池田上〇〇	区画整理		
設置増設希望時期	令和2年 11月 30日ごろ			設置増設希望個数	1 個

公共ます設置（増設）希望箇所図

注意 公共ますの設置（増設）位置を明確にするため、最寄りの公道及び隣地境界線からの距離を明記してください。



申請地所有者の承諾欄	住所	安城市三河安城西町1番1号	
	氏名	碧海 花子	(※) 電話 (0566) 76 - 1112

私の所有する土地又は建物に関する上記の申請書の承諾します。なお、公共ますの設置（増設）異議を申しません。

公共ますが設置される土地の所有者が記入する。複数名の場合は別紙として可。共有の場合は全員。

他人の所有する隣地等に公共ますを設置しなければ下水を公共下水道に流入させることができない場合は、下に、その土地の所有者の承諾を得てください。

承諾欄	私は、上記の申請者が公共ますを設置し、私の所有する土地を使用することを承諾します。		
	土地所有者		
	住所		
	氏名	(※) 電話 () -	

建物が建設される土地と同一の所有者以外の土地に公共ますを設置する場合に、記入必要。その土地の所有者が記入する。

(裏面)

公 共 ま す 調 査 表					
調 査 項 目					
取 付 管	☒ 有	☐ 無			☐ 有 ☐ 無
表 示 鉋	☒ 有	☐ 無			☐ 有 ☐ 無
民 地 高	1 0 cm			cm	
ます蓋のタイプ	☒ 塩ビ蓋	☐ 傾斜蓋	☐ 保護鉄蓋	☐ 塩ビ蓋	☐ 傾斜蓋 ☐ 保護鉄蓋
現 況	☒ 土	☐ コンクリート	☐ アスファルト	☐ 土	☐ コンクリート ☐ アスファルト
	樹高	cm ・	本	樹高	cm ・ 本
	樹高	cm ・	本	樹高	cm ・ 本
備 考					
担 当 者 名	愛知 三郎				

公共ますの有無や現況を確認した人の名前を記入する。責任技術者である必要はないが、後日市から確認することもあるため、必ず実際に確認した者の名前を書くこと。

- ① 上水同時施工の場合は、上水道本管口径及び官民境界からの離れを記入する。
- ② 取付管施工が自社でない場合、希望業者名、担当者名を記入する。
- ③ 都市ガスの引込工事の有無も記入する。

記入例

接続後 3 日以内に提出してください。（ファックス可。後日原本提出）開始の年月日は下水道に接続し、汚水を流し始めた日です。
(支分等、排水設備を工事していなくても、新たに水道メーターを設置した場合提出必要)

- 1 太枠の中（文法等、表示設備を工事していても、新た
- 2 該当する項目には、○印を付けてください。
- 3 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、
押印（※）してください。
- 4 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印
（※）してください。
- 5 開始の場合は、下水道に接続後 3 日以内に提出してください。

開始等の
年 月 日 令和99年99月99日

現在の使用人数を記入してください。

- 1 各戸メーターがある集合住宅の場合は、「各戸メーター付き集
- 2 「下水道使用開始届」を提出する時点で、各戸メーターが未設
番号を記入した「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一

申請者立会のうえメーター数値を読み、
小数点第一位まで記入してください。

調書欄 ここから下は記入しないでください。

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第9 (第10条関係)

使用を中止する場合は、別様式
「井戸水等の使用中止（廃止）
届」を提出してください。

記入例

井戸水等の使用届

接続後3日以内に提出してください。
(ファックス可。後日原本提出)
「開始日」は下水道に接続し、汚水を流し始
めた日です。

安 城 市 長

- 注意
- 1 太枠の中のみ記入してください。
 - 2 該当する項目には、○印を付けてください。

届出日		令和99年99月99日	
開始日		令和99年99月99日	
届 出 者	住 所 安城市桜町18番23号		
	氏 名 安城 太郎		
	電 話 (0566) 76 - 1111		水道を併用する場合は記入 してください。
設 置 場 所	安城市 新田町池田上〇〇	水道番号	9 8 7 6 5
揚 水 設 備	動力式・手動式・その他 ()		
世 帯 人 数	4人	形 態	住宅・店舗・工場・その他
井戸水の使用状況	トイレ 1回8ℓ×1日5回×4人×30日=4,800ℓ 風呂 1回200ℓ×1日1回×30日=6,000ℓ 洗濯 1回100ℓ×1日2回×30日=6,000ℓ 流し台 1回5ℓ×1日3回×30日=450ℓ (1か月あたりの認定根拠 になりますので、詳細に記 入してください。)		
	※別紙添付可 17,250ℓ ÷ 1,000 = 17.250m³ 1ヶ月当たりの認定水量は、少数点 第一位を四捨五入(最少水量1m³) → ÷ 認定水量 17m³/月 (例)風呂 200ℓ × 1日1回 × 30日 = 6,000ℓ		

調 書 欄

受 付 印	上記の届出に基づき、下記のとおり使用水量を認定してよろしいか。 また、別紙のとおり認定結果を届出者あて通知してよろしいか。			
	1か月あたりの認定水量 m³			
	(根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号			
	課 長	主 幹	係 長	係

- ① メーターを設置し井戸水等を使用する場合
 ② 水道水・井戸水以外の水を下水に排出する場合
 ③ 下水に排出しない水がある場合
 ④ 部分接続をする場合
 など下水使用量に加算や減算をする必要がある場合提出

※ 場合によっては、メーター設置費用が減算された金額を上回り、使用者の金銭的負担が増えるケースもあります。まずは一度下水道課へご相談下さい。

使用を中止する場合は、別様式「汚水量認定廃止届」を提出してください。

汚 水 量 認 定 申 告 書

安 城 市 長

- 注意 1 太枠の中のみ記入してください。
 2 該当する項目には、○印を付けてください。

使用開始日を記入してください。

申告日 令和 99年99月99日

申 告 者	住 所 安城市桜町18番23号		
	氏 名 安城 太郎		
	電 話 (0566) 76 - 1111		
使 用 場 所	安城市 新田町池田上〇〇	水道番号	9 8 7 6 5
使用水及び汚水の種類	☒ 1 水道水 ☐ 2 井戸水 (1 動力式 2 手動式) ☐ 3 その他	☐ 1 営業用汚水 ☐ 2 工業用汚水 ☒ 3 その他 (家庭用汚水)	
使 用 目 的	※「部分接続」「工事散水用」など目的を記入		使用人員 5 人
排 出 期 間	99年99月99日 から99年99月99日 まで		
使 用 水 量	(私設メーター報告による) m ³	汚水排水量	(私設メーター報告による) m ³
下 水 道 に 排出しない 水 の 用 途	※「〇〇部分のみ接続。その他の排水は下水道へ流入しない」 など詳細を記入		

添付書類 汚水排出量算定の根拠となる書類

調 書 欄 ここから下は記入し

汚 水 量 認 定 調 書	調 査 結 果	添付書類 ・給排水の経路と各メーターが記載されている図面 ・メーター設置時の写真 等 提出後、市職員が現地の確認をし、下水道使用水量を認定			
	汚水認定量	m ³			
受 付 印	起 案 日	年 月 日	備 考		
	決 定 日	年 月 日			
(根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号					
課 長		主 幹	補 佐	係 長	係

排水設備等工事完了届

安 城 市 長

記入例

工事完了後5日以内に日付記入の上、提出する。

- 注意
- 1 太枠のみ記入してください。
 - 2 該当する項目には、○印を付けてください。
 - 3 申請者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入してください。

届 出 日 令和2年11月 6日

申 請 者	住 所	安城市桜町18号23号	
	氏 名	安城 太郎	
	電 話	(0566) 76 - 1111	
指 定 工 事 店	所 在 地	安城市桜新町1番地	
	店 名	株式会社 三河下水サービス	
	代表者名	代表取締役 三河 次郎	
	電 話	(0566) 71 - 22	
責 任 技 術 者	氏 名	愛知 三郎	
確 認 年 月 日	令和 2年 8月 8日		
確 認 番 号	第 502 - 9999 号		
設 置 場 所	安城市	新 田 町	池田上○○番 号
			番地
工事完了年月日	令和 3年 1月 10日		
工 事 の 種 別	① 汚水設備 ② 水洗便所改造 ③ 浄化槽廃止 ④ 雨水設備 ⑤ その他 ()		

ゴム印を使用する場合は鮮明に押すこと。

工事完了年月日は、完了届等の書類作成が完了した日

検 査 調 書						
検査立会者					検査日	令和 年 月 日
備 考					検査結果	合 格 ・ 不合格
受 付 印		課 長	主 幹	係 長	係	担 当

記入例

工事完了報告書兼検査調書

安城市長

令和2年11月 6日

指定工事店	安城市桜新町1番地 株式会社 三河下水サービス 代表取締役 三河 次郎		
号	第 502 - 9999 号		
工事内容	公共ます等設置工事		
工事場所	安城市 新田 町 池田上 ○○		
工事完了日	令和2年11月 5日		
工事概要	公共ます設置工	ます規格 (20SA - 120 - 50)	1 箇所
		ます底部 (ST)DR 流入口数 × 取付管径 × 流入管径 × 200	
	公共ます設置工	ます規格 (- -)	箇所
		ます底部 ST・DR 流入口数 × 取付管径 × 流入管径 × 200	
	コンクリート	切断工 T = 5 cm	2.0 m
	コンクリート取壊	復旧工 T = 5 cm	1.0 m ²
	移植工	2.5 m	2 本
	取付管設置工	(1 - 1)	1 箇所
	舗装切断工	T = 5 cm	18.7 m
	舗装仮復旧工	T = 3 cm	3.6 m ²
舗装本復旧工	T = 5 cm	11.2 m ²	
舗装掘削及び廃材処理		0.7 m ³	
区画線復旧工	W = 15 cm	5.2 m	
交通誘導員		3.0 人	

取付管のみの場合は、
「取付管設置工事」

完了届の届出日を
記入する。

実際に施工
した数量を記
入する。

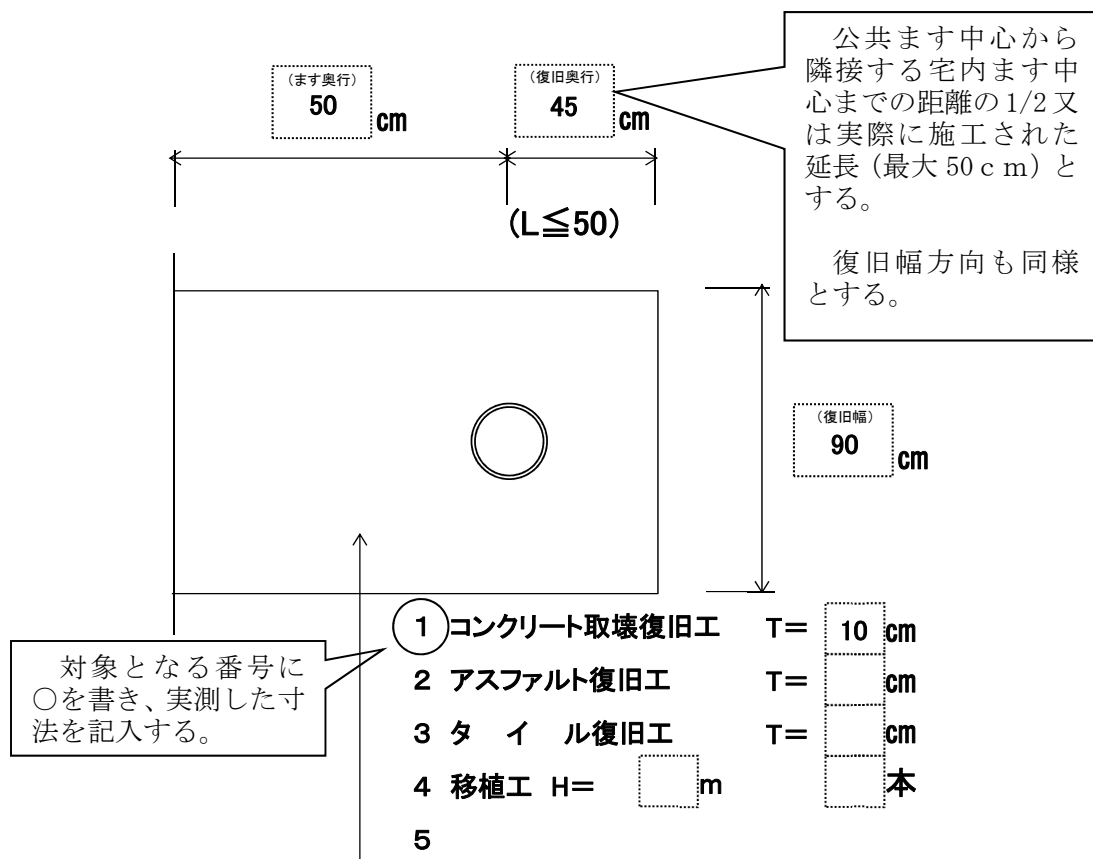
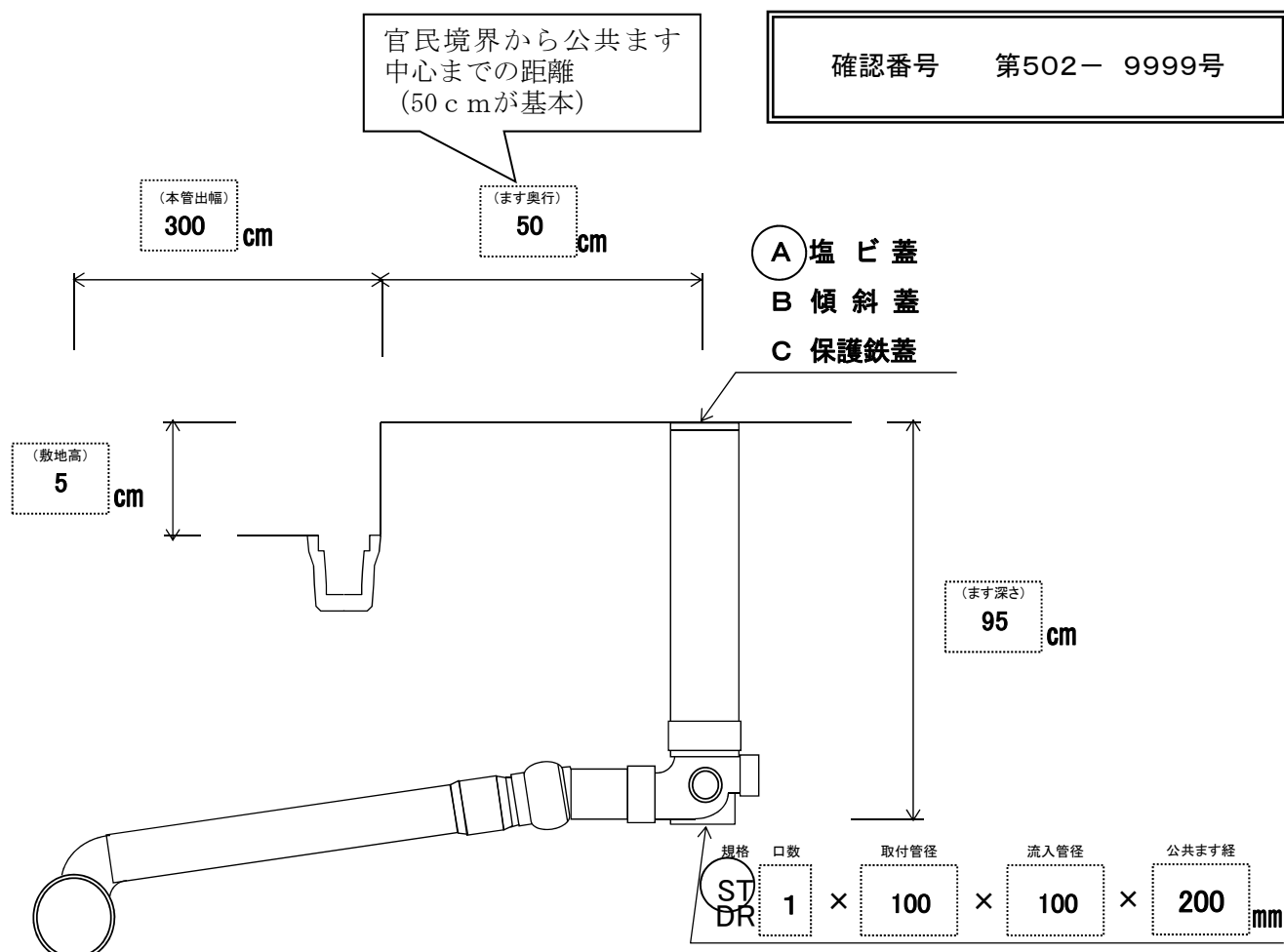
記入しない。

検査調書

検査日	令和 年 月 日					
検査員	下水道課排水設備係長 (印)					
検査結果			工事金額	円		
受付印		課長	主幹	係長	係	担当

記入例

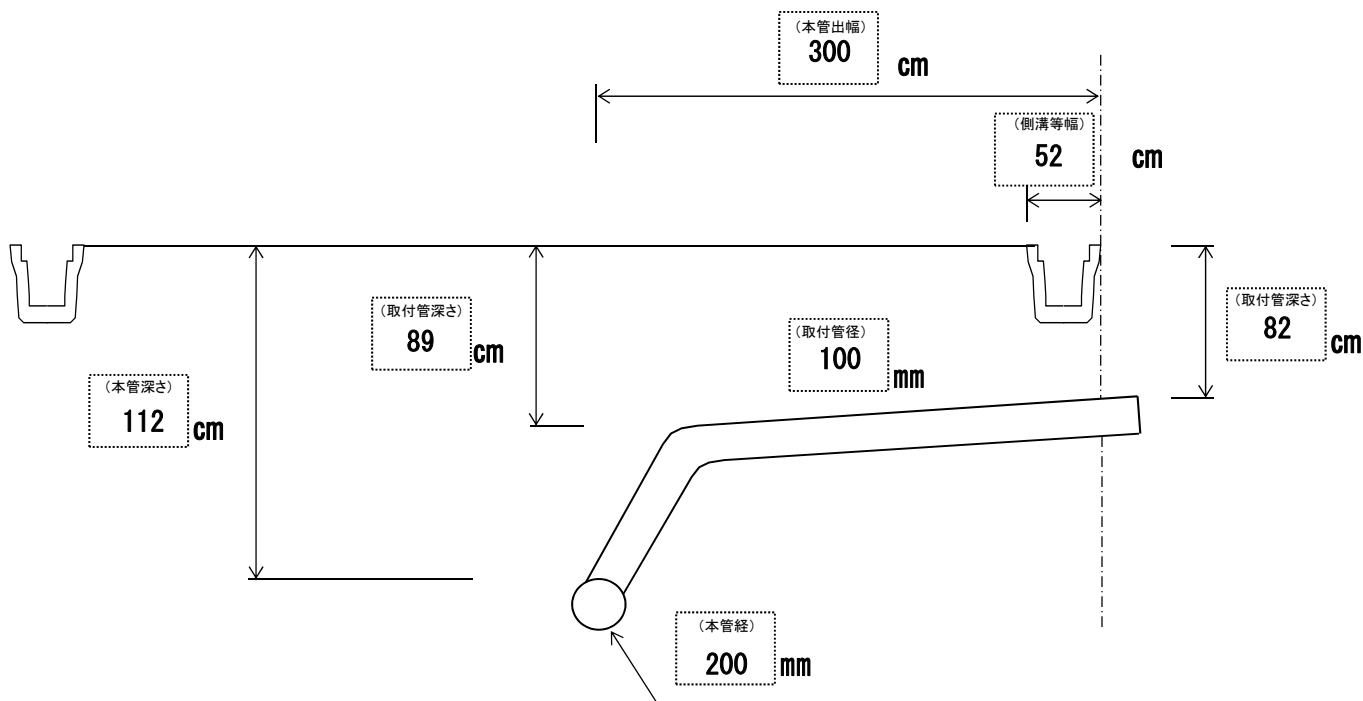
公共ます設置出来形図



記入例

取付管布設工出来形図

確認番号 第502- 9999号



全面復旧の場合は記入不要

本管出幅 側溝幅 取付部定型/2
 $300 - (52 + 90/2)$
 =203cm が基本寸法。

種類（G、W等）、口径、
 占用位置を図示すること。
 同調施工範囲外の場合は
 記入不要。
 （按分計上の無いもの）

実際に舗装切断した箇所
 を赤線で記入すること。
 既設継目等は着色しない。

・仮復旧の幅は定型
 ※施工を確実にするため
 必ず定型幅を確保すること
 ・本復旧の幅も絶縁線等が
 ない限り定型

- 水道、ガス等、他占用者と同調施工となる場合は種類（G、W等）、口径、占用位置を図示すること。
- 上図、各寸法は写真で確認できること。
- 舗装切断した箇所を赤線で表示すること。
- 隣接する工事箇所がある等、複雑で本図では記載できない場合は、別途図面を作成すること。
- 寸法が赤字記入されているのは定型。なお、本管堀幅（※部分）は、掘削深＞2.60mの場合、105cmが定型。

記入例

排水設備台帳

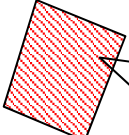
確認番号	502-9999号	申請区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築	水道番号	第98765号
設置場所	安城市 新田町 池田上〇〇		宅地内全ての水道番号を記入。 (多数ある場合、〇〇～〇〇と記入)		
申請者	住所	安城市桜町18番23号		種類	☐ 水道水、井戸水併用 ☐ その他 ()
	氏名	安城 太郎			
工事店名	所在地	安城市桜新町1番地		主要用途	☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅 () 戸 ☐ その他 (店舗付共同住宅)
	店名	株式会社 三河下水サービス			
	代表社名	代表取締役 三河 次郎			
	電話番号	(0566) 71-2258			
	責任技術者名	愛知 三郎			
供用開始年月日	年 月 日	検査日	年 月 日		
記入しない。	位置図	記入しない。	備考		
	位置図の縮尺は「1/2000程度」とする。	記入しない。	下水道使用開始日 年 月 日	記入例	
	主要用途が共同住宅の場合、建物名を記入する。主要用途がその他の場合、業種及び事業所名を記入する。 (申請箇所が中央にくるように位置図を貼り付けすること)			・理容店 (〇〇カット) ・飲食店 (〇〇園)	
貼り付ける時は、しっかりのり付けしてください。 (スティックのりは使用しない)				・グリーストラップ ☐ △工業(株) : GT-250	
 申請地				☐ △工業(株) : GT-250	
申請地の宅地全体をハッチングし、引き出し線と「申請地」と赤字で記載する。			阻集器がある場合、阻集器の種類を記入。 (グリーストラップ (GT) など) ※GTの場合、メーカー及び型番号も記述。		

表3-6 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴槽に排水してあるものは除く	浄 化 槽	 	現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ま す	 	丸ます 角ます
床 排 水 口					
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ま す		
清 掃 口			公 共 雨 水 ま す		
露 出 清 掃 口			側 溝（道路）		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ま す	 	丸ます 角ます
排 水 管					
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 （ 宅 地 内 ）			建 物 外 壁		同上
汚 水 ま す	 	丸ます 角ます	建 物 間 仕 切 り		同上
			新設管（合流管又は汚水管）		赤 色
ド ロ ッ プ ま す （汚水）		丸ます 角ます	雨 水 管		緑 色
分 離 ま す			撤 去 管		黒 色
雨 水 ま す		丸ます 角ます	既設又は在来管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
ド ロ ッ プ ま す （雨水）		丸ます 角ます	銅 管	GP	
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		強化プラスチック複合管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

表 3 - 7 平面図の記載方法の例

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	管 径 管 種 こ う 配 延 長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます (J形、T形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
トラップます (1 L形、2 L形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ トラップ付水深 泥だめ深	
排 水 (U 形)	内のり 深 さ こ う 配 延 長	
ドロップます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差	
掃 除 口	掃除口番号 口 径	
露出掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	
トラップ付掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	

注 雨水ますのます番号は○で囲む表示とする。

3 記入数値の単位及び端数処理

種 別	区 分	単 位	記 入 数 値
排 水 管	管 径	mm	
	勾 配	%	小数点以下1位まで
汚 水 ま す	内 径 ・ 内 法	cm	
	深 さ	cm	小数点以下四捨五入
雨 水 ま す	内 径 ・ 内 法	cm	
	深 さ	cm	小数点以下四捨五入
	泥 だ め 深 さ	cm	小数点以下四捨五入
U 字 溝	幅	cm	
	深 さ	cm	
	勾 配	%	小数点以下1位まで

4 設計例

参考 誤りやすい設計例

誤 っ て い る 設 計 例	正 し い 設 計 例

- (1) 雨水は雨水ますを設け、汚水とは別に排水すること。
- (2) 排水管接合箇所及び曲り箇所には、ますを設けること。
- (3) トラップますを用いる場合は、排水枝管の途中でできるだけ排水口に近い所に設けること。
- (4) トラップがない場合は、トラップを設置すること

方 位



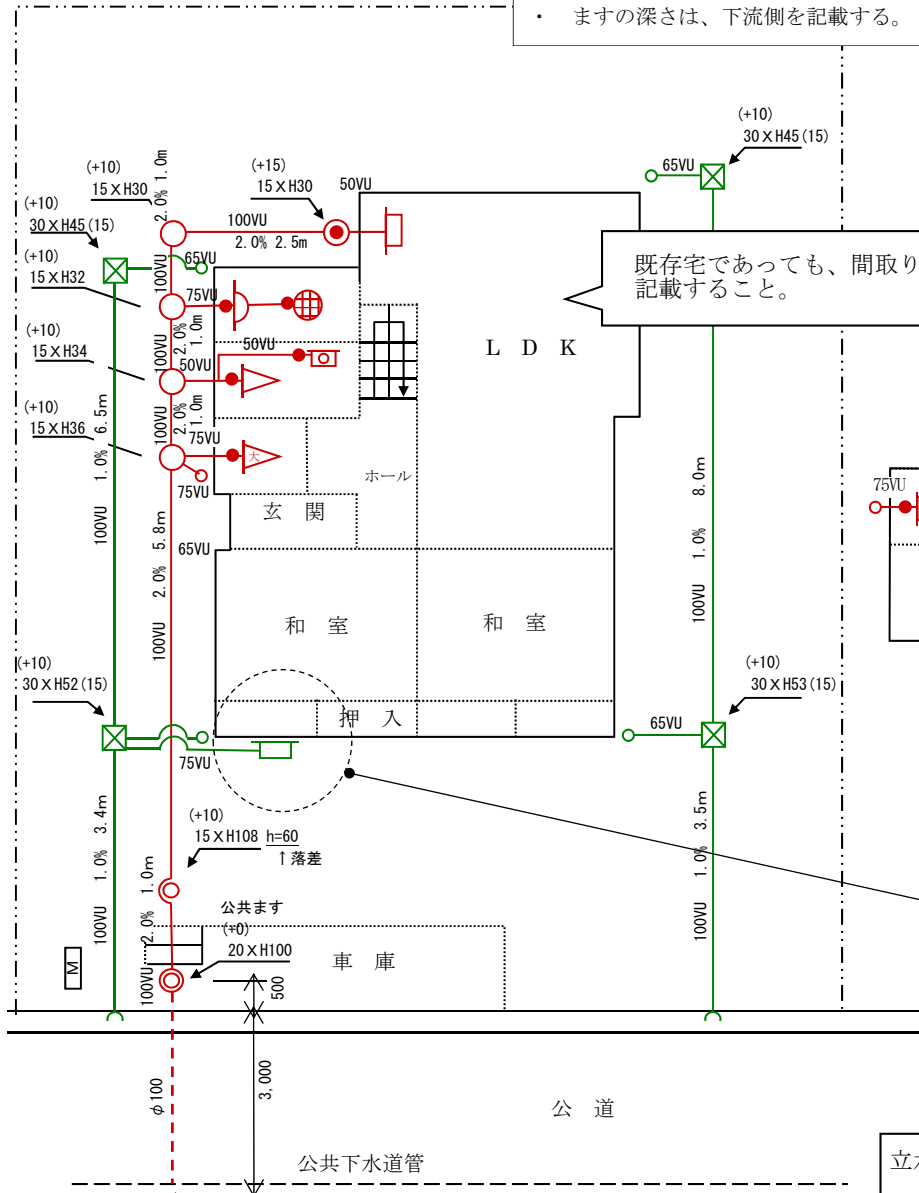
方位は適宜記入すること。

平 面 図
縮 尺 1 / 100

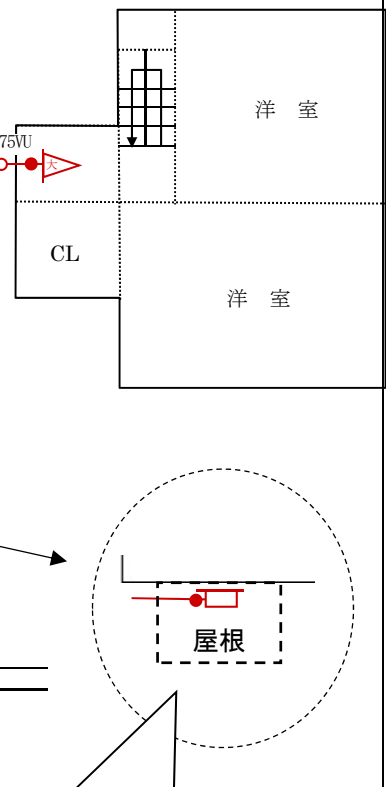
縮尺は 1/200 以上を標準とする。
※台帳に収まらない場合、別紙として、用紙サイズは定めない。

- ・ 雨水ます深さについては、泥だめ 15 c m を含むか含まないかを統一してください。
- ・ 申請時には、統一した勾配で計画してください。
- ・ 水道メーターの個数、所在を図示。（寸法記載不要）
- ・ 「公共ます」の文字も記載。
- ・ 取付管口径、官民境界～公共ます間距離、官民境界～本管間距離記載。
- ・ ますの深さは、下流側を記載する。

1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



立水栓などの屋外排水を下水へ接続する場合、屋根の下に入っていることが確認できるよう記述すること。

取付管の図示は、本申請で設置したものは実線。既設は破線

取付管設置 ~~（増設）~~ 申請書

安 城 市 長

記入例

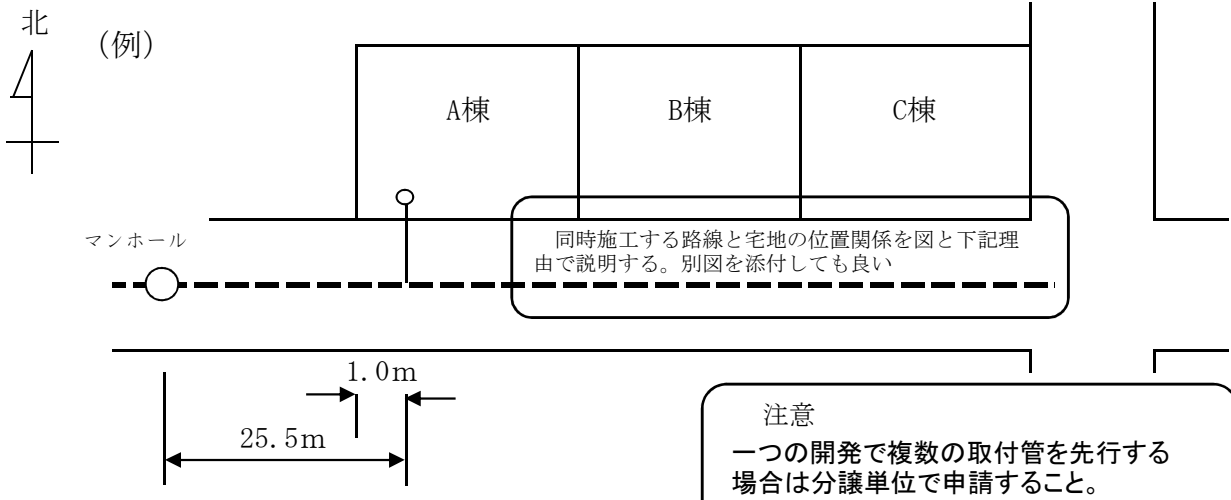
- 注意
- 1 該当する項目には、○印を付けてください。
 - 2 法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印（※）してください。
 - 3 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印（※）してください。

新設する取付管の個数は、1 宅地（同一所有者（同一の世帯員が所有する場合も含む）の隣接する筆地は原則1宅地）につき 1 個です。市が費用負担する個数は、この1宅地の敷地面積に応じて決めています。費用負担について疑義があれば事前確認の後、申請してください。

申 請 者	区 分	1 土地所有者 2 建物所有者 3 土地・建物所有者			
	住 所	安城市桜町 1 8 番 2 3 号	法人の場合や自署による記名でない場合、押印必要（※）		
	氏 名	安 城 太 郎			
	電 話	(0566) 76—1111			
申 請 区 分	1 設 置 2 増 設	指定工事店名	（株）三河下水サービス		
		責任技術者名	愛知 三郎		
申 請 地 （ 地 番 ）	安城市 桜 町 1 8 番 2 3 号	区画整理	取付管工事希望時期	面 積	210.0 m ²
設 置 増 設	希望時期	令和 3 年 1 月 1 1 日 頃	設 置 増 設	希望箇所数	1 箇所
排水設備工事 施工予定時期	令和 3 年 2 月 2 2 日 頃 ← 確認申請予定時期				

取付管設置 ~~（増設）~~ 希望箇所図

注意 取付管の設置 ~~（増設）~~ 位置を明確にするため、最寄りの公道及び隣地境界線、人孔からの距離を明記してください。



取付管を先行設置 ~~（増設）~~ する理由（例）

建売住宅地を造成するにあたり、取付管を先行設置することで、A、B、C棟のガス、水道、下水道取付管の舗装本復旧を同時施工し、舗装面の継ぎ目を減らす。また、交通規制を集約することで周辺住民への迷惑を減らす。

- 以下の理由のいずれかを含むこと。
- ・掘返しが低減できる
 - ・舗装面の継ぎ目を低減できる
 - ・工事費が節減できる
 - ・開発にかかる取付管工事を早く完結できる
 - ・交通規制を集約できる

* 添付書類（位置図・登記図面）

様式第 5（第12条関係）裏面

申請者と土地所有者又は建物所有者が異なる場合は、次により、承諾を得てください。

承 諾 欄	私は、前記申請者が申請のとおり取付管を設置(増設)することを承諾します。		
	土地所有者		
	住 所	申請者が <u>土地所有者と異なる</u> 場合、記入する。	
	氏 名	(※) 電 話 ()	
	建物所有者		
	住 所	申請地内に既存建物が有り、 <u>申請者が建物所有者と異なる</u> 場合、記入する	
氏 名	(※) 電 話 ()		

他人の所有する私道又は隣地等に取付管を設置（増設）しなければ下水を下水道に流入させることができない場合は、次により、その土地の所有者の承諾を得てください。

承 諾 欄	私は、前記の申請者が取付管を設置（増設）し、下水を下水道に流入させるために、私の所有する土地を使用することを承諾します。		
	土地所有者		
	住 所	設置場所が公道及び申請者の土地以外で他人の土地を使用する場合、その土地所有者の承諾を得る。	
	氏 名	(※) 電 話 ()	

受益者負担金 納入状況	1 完 納	記入しない。（市記入欄）
	2 分 納（申請日現在滞納なし）	
	3 滞 納（ 年 期・ 年 期・ 年 期・ 年 期・ 年 期）	
	※請求の結果	年 月 日納入
	4 猶予地（1 農地 2 使用収益のない区画整理地 3 その他）	
	※猶予取り消しのうえ、納付書を送付	
		年 月 日納入
	※誓約書にて対応	
		年 月 日提出
	5 新規賦課（市街化調整区域）	
		年 月 日納入
	6 区域外流入（受益者負担金相当額）	
		年 月 日納入
	7 その他（	）
供用開始年月日	年 月 日	
事業区・処理区		

融資あっせん制度の事務の流れ

申請(確認申請と同時申し込み)

必要な書類

申請書、見積書、納税証明書(申請者・保証人各1通)

※市税に滞納がないことを証明できること。

- ①見積書の宛名は申請者と同じにしてください。
- ②雨水貯留浸透施設設置補助金制度も受けられますが、同補助金制度の対象工事費は融資の対象になりません。

事前審査

市役所で以下の項目について事前審査した後、金融機関の審査及び意見を求めます。

- ①供用開始後3年以内
- ②市税・下水道事業受益者負担金・水道料金の納付状況
- ③その他、記載事項全般

あっせん決定

金融機関からの回答後、申請者にあっせん決定通知書を送付します。

あっせん決定後、「公共ます等設置工事依頼書」を発行しますので、依頼書を受け取ってから工事を進めてください。

融資が出来ない場合

融資ができなかった場合、他の金融機関で再申請をするか、自己資金で工事を進めることになります。

また、排水設備工事の申請を取り下げの場合は、排水設備等工事取りやめ報告

※あっせん決定の日から6ヶ月以内に工事を完了できないと、融資を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

請求書の提出

工事が終わり、完了検査後に請求書の写しを下水道課へ提出してください。

※請求書の提出がないと、この後の事務処理を進めることができませんので、ご注意ください。

融資あっせん額の決定をし、申請者に融資あっせん額決定通知書を送付します。

融資の契約及び実行

申請者及び連帯保証人で金融機関の窓口へ出向き、融資の契約後、工事費の支払いとなります。なお、融資の実行は毎月11日(休日の場合翌営業日)となります。

取扱金融機関

大垣共立銀行
三十三銀行
愛知銀行
名古屋銀行

(令和3年8月現在)
岡崎信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
あいち中央農協
愛知県中央信用組合

融資契約に必要な書類

- ①印鑑証明(申請者及び連帯保証人とも各1通)
- ②融資あっせん額決定通知書
- ③その他、金融機関が別途必要とする書類(所得証明等)

融資あっせん申請の手順

I . 申請書の準備

1. 工事費の見積書を作成してください。
 - (1) 必ず明細を添付してください。
 - (2) 見積金額は消費税込みで作成してください。
2. 申請者（原則として排水設備工事の申請者）と連帯保証人（独立の生計を営み、市町村税等の滞納がなく、弁済の資力がある人）に、必要な書類を用意してもらいます。
 - (1) 申請者と連帯保証人の納税証明書（各 1 通）
 - (a) 市税に滞納がないことを証明するもの。（完納証明）
 - (b) 市役所の市民課、各支所またはアンフォーレ内窓口センターで発行できます。
3. 申請書を作成してください
 - (1) 融資あっせん希望額は 1 万円単位で、見積の工事費を超えないようにしてください。

例 見積額 459,999 円の場合 → 融資あっせん希望額の上限は 4 5 万円です。
 - (2) 申請者と連帯保証人の印鑑は、認印でも構いません。
 - (3) 希望する取扱金融機関名は、本・支店名まで書いてください。
4. 新築や建て替えなどの場合は、融資あっせんの対象になりません。

II . 申請書の提出

1. 申請書は、排水設備工事の確認申請書と一緒に提出してください。
 - (1) 融資あっせんの申請は、原則として工事の確認申請が出ていないと、受付できません。

- (a) 確認申請書と一緒に提出できない場合は、必ず確認申請書を先に提出してください。
 - (b) 「融資が受けられなければ工事をしない」とお客さんに言われた場合は、下水道課に相談してください。
- (2) 融資あっせんの申請は、手続きに時間がかかるため、工事を始める前に提出してください。
- (a) 申請書の提出後、融資あっせんが決定するまで2週間程かかります。
 - (b) 融資あっせんが決定されるまで工事を進めることができませんので、ご注意ください。

2. 必要書類は、確実に添付してください。

- (1) 必要書類は、次のとおりです。
 - (a) 申請者と連帯保証人の納税証明書（完納証明）
 - (b) 工事の見積書（明細付き）

III. 工事終了後

1. 実際にかかった工事費がわかるもの（明細付きの請求書の写しなど）を下水道課に提出してください。
- (1) 融資あっせん額は、工事の完了検査後、実際の工事費に基づき決定します。
 - (2) 融資あっせん額の決定通知書は、請求書の写しなどの提出があってから1週間程で申請者に送付されます。
 - (3) 実際に融資が行われるのは、申請者が金融機関と契約してからとなるため、請求書の写しなどは、完了検査後、なるべく早く提出をお願いします。
 - (4) 融資日は、決定日の翌月11日です。（休日の場合は、翌営業日となります）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

安 城 市 長

記入例

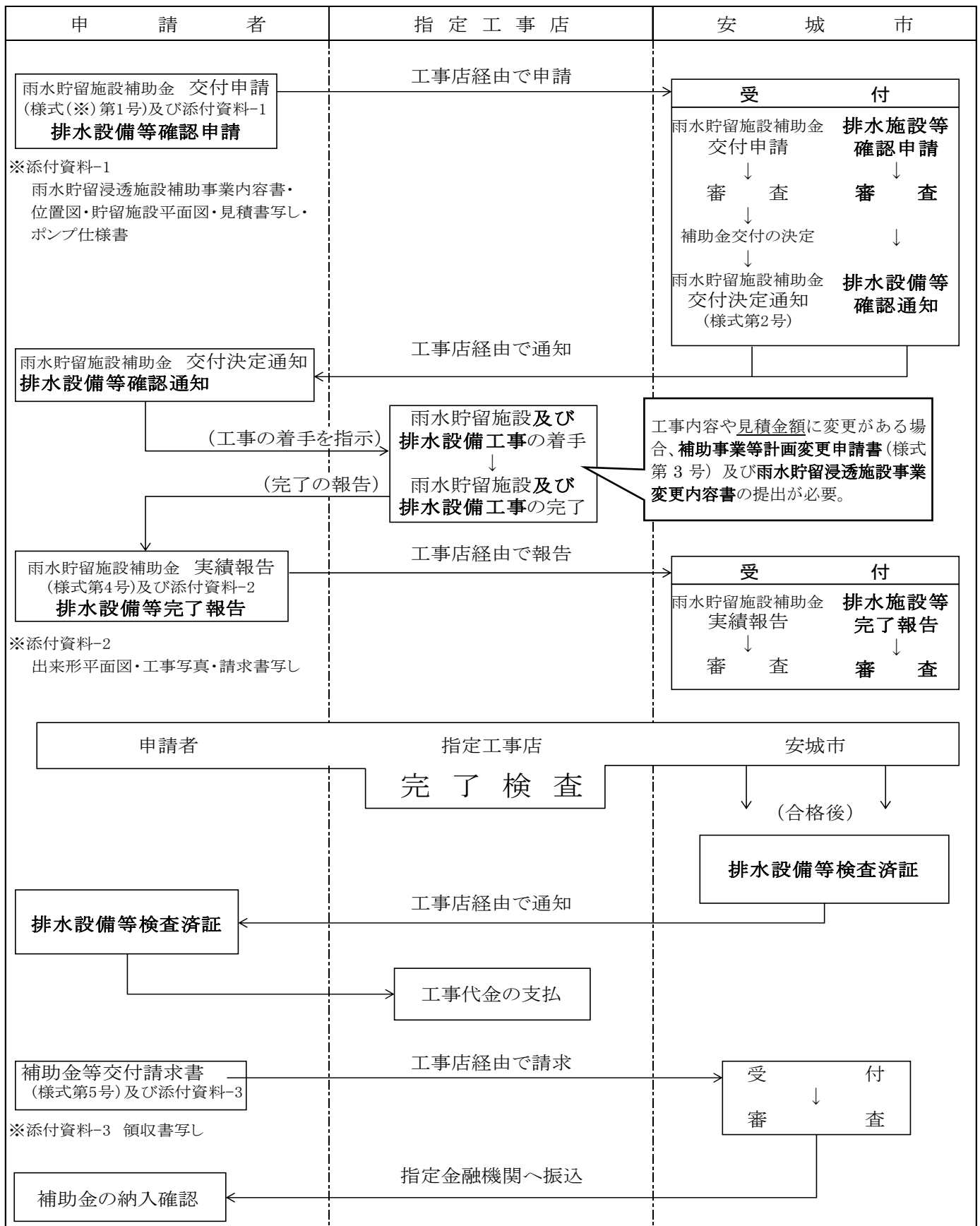
注意

- 1 本人が手書きしない場合は、記名押印（※）してください。
- 2 指定工事店は代表者名を記入し、押印（※）してください。

		申請日		令和2年11月 6日	
※ 申 請 者	住 所	〒 4 4 6 - 8 5 0 1 安城市 桜町 18番23号			
		(方書)			
	フリガナ	ヤスシロ タロウ		電 話	(0566) 76-1111
	氏 名	安城 太郎 (※)		生年月日	大正(昭利)・平成55年 5月 5日
	職 業(勤務先)	自営業(安城商店(株))			
※ 連 帯 保 証 人	住 所	〒 4 4 6 - 0 0 4 1 安城市 三河安城西町1番1号			
		(方書)			
	フリガナ	ヘキカイ ハナコ		電 話	(0566) 76-1112
	氏 名	碧海 花子 (※)		生年月日	大正(昭利)・平成33年 3月 3日
	職 業(勤務先)	会社員(愛知商事(株))			
工 事 場 所		安城市 新田 町 池田上〇〇 番 号		水道番号	9 8 7 6 5
予定工事期間		令和2年11月30日 から 令和3年 1月30日まで			
指定工事店		所在地 安城市桜新町1番地 店 名 株式会社 三河下水サービス 代表者名 代表取締役 三河 次郎 (※) 電 話 (0566) 71 - 2258			
概算工事費		543,210円		※融資あっせん希望額	50万円
※	希 望 す る 取 扱 金 融 機 関	安 城 (銀行)・信用金庫・農協 池 浦 支 店 信用組合・労働金庫			
備 考		工事場所がマンション、アパート等の場合は、名称、分譲・賃貸の別及び入居戸数を記入してください。 メゾン池田 賃貸6戸			

添付書類 1 申請者及び連帯保証人の納税証明書(全税目)各1通
2 改造工事に係る見積書(内訳が明記されたもの)1通

雨水貯留施設補助金交付事務の流れ



※「様式」…「安城市補助金等の予算執行に関する規則」の様式をいう。

(記入例)

様式第1 (規則第4条関係)

補助金等交付申請書

記入例

令和〇年〇月〇日

安 城

申請者の住んでいる住所を記入してください。
法人の場合は、所在地を記入してください。

申請書の提出日を記入してください。

申請者

〒

446 - 8501

住 所
(所在地)

安城市桜町18番23号

氏 名

安城 太郎

(団体名及び
代表者氏名)

申請者が場合は、名称及び代表者名を記入し、押印

連絡先

0566 - 76 - 1111

雨水貯留浸透施設の設置を行うため、補助金の交付を申請します。

また、当該申請の審査に必要な資料として、私の市税に関する賦課徴収資料の閲覧を承諾します。

補助事業等の名称 雨水貯留浸透施設設置補助事業

訂正は認められません。注意してください。

千円未満は切り捨てとなります。

補助金等交付申請額

金

75,000

円

施 工 場 所

☒ 申請者住所（所在地）と同じ

☐ 安城市 町

申請者住所と違う場所に施工する場合は、施工場所の住所を記入してください。

どちらかに
して下さい。

工

期

着 手 日 令和〇年〇月〇日

完 了 日 令和〇年×月△日

着手日は申請日から2週間以降を記入して下さい。

※工期を過ぎてしまった場合は
変更交付申請書の提出が必要
になりますので注意して下さい。

計画の概要及び効果

・別紙雨水貯留浸透施設事業内容書のとおり
・雨水の有効利用及び河川への流出抑制

歳入歳出予算額の内容及び経
費 の 使 用 方 法

別紙雨水貯留浸透施設事業内容書のとおり

備考

1. 着手日は、申請日から1週間以降の日付を記入すること。
2. 雨水貯留浸透施設事業内容書及び必要書類を添付すること。
3. 上記内容に変更が生じた場合は、補助事業等計画変更申請書（様式第3）を提出すること。

納 税 状 況 の 確 認	確認年月日	市税の納税状況	確認者
	年 月 日	1 滞納なし ・ 2 滞納あり	㊞

受 付 番 号	課長	主幹	課長補佐	課長補佐	係長	専門主査	担当
指令 第 号							

補助事業等計画変更申請書

※届出内容に変更が生じた場合に要提出

年 月 日

安 城 市 長

申請者
〒
住 所
(所在地) _____
氏 名
(団体名及び
代表者氏名) _____
連 絡 先 _____

令和 年 月 日 付け 指令 第 号で補助金等の交付決定
を受けた雨水貯留浸透施設の設置を次のとおり計画変更
交付決定通知書を参考にご記入ください。

補 助 事 業 等 の 名 称	雨水貯留浸透施設設置補助事業
区 分	☐ 変更 ☐ 廃止 該当するものにチェックしてください。
変 更 の 内 容	変更する項目をチェックして、 変更後の内容をご記入ください。 ☐ 補助金等 交付申請額 金 円 ☐ 施行期間 着手日 完了日 ☐ 施行場所 安城市 町 ☐ 補助対象 工事内容
変 更 の 理 由	例) ・ポンプ機種の変更 ・集水管のルート変更等による、平面図の変更 ・建築計画の変更による工期の延長

備考
1. 補助金等交付申請額を変更する場合は、雨水貯留浸透施設事業変更内容書も提出すること。
2. 変更の内容及び変更の理由については、必要に応じて詳細を明らかにする書類を添付するものとする。

受 付 番 号	課長	主幹	課長補佐	課長補佐	係長	専門主査	担当
指令 第 号							

補助事業等実績報告書

年 月 日

安 城 市 長

〒 -

住 所
(所在地)

氏 名
(団体名及び
代表者氏名)

連 絡 先

交付決定通知書を参考にご記入ください。

令和 年 月 日 付け 指令 第 号

で補助金等の交付決定を受けた雨水貯留浸透施設の設置が完了したので報告します。

施 行 場 所

☐ 申請者住所（所在地）と同じ

☐ 安城市 町

施 行 期 間

着 手 日 令 和 〇 年 〇 月 〇 日

完 了 日 令 和 〇 年 × 月 △ 日

1 事業実績及び効果

事業実績： 貯留量〇.〇m³

効果：（例）降雨時における河川への流出量の抑制及び貯留水を活用することにより上水道の負担軽減を図ることができる

2 決 算 額 調

(1) 支出

工事費

〇〇〇〇〇円

(2) 収入

雨水貯留施設補助
自己資金

〇〇〇〇〇円
〇〇〇〇〇円

備考

1. 着手日は、申請日から1週間以降の日付をご記入下すること。

2. 雨水貯留浸透施設事業内容書及び必要書類を添付すること。

3. 上記内容に変更が生じた場合は、補助事業等計画変更申請書（様式第3）を提出すること。

検 査 結 果	検 査 年 月 日		判 定		確 認 者		
	年 月 日				㊟		
受 付 番 号	課 長	主 幹	課 長 補 佐	課 長 補 佐	係 長	専 門 主 査	担 当
指令 第 号							

- 43 -

記入例

補助金等交付請求書

安城市長		年 月 日	
		住 所 (所在地)	安城市桜町18番23号
		団 体 名	
		代表者氏名	安城 太郎
請 求 金 額	75, 000円		
補 助 事 業 名	雨水貯留浸透施設設置補助事業		
交 付 指 令 年 月 日	令和〇〇 年 〇月〇日 指令〇下水第〇号		
[変更前交付指令年月日]			
交 付 決 定 額	75, 000円		
交付決定額のうち受領済額	0 円		
請求の根拠			
令和 年 月 日完了による			

受 取 人	振込先には、次の口座を指定します。									
	金融機関名	〇〇〇 銀行 信用金庫 農業協同組合								本 店
	預金種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	(フリガナ)	アンジョウ タロウ								
	口座名義人	安城 太郎								